

## 概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 12 級に該当するとして、障害補償給付を支給しないと認定した原処分を取り消した事例

## 要 旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、製材所や、土木建設業の事業場において、チェーンソー、バイブレーター、サンダー、削岩機、ピック、ブレーカー等の工具を使用する作業に従事し、著しい騒音を発生する工具を使用する作業に長時間従事し騒音暴露を受け、現在難聴を伴い左耳に常時耳鳴りがあるとして、○病院で障害状態に係る診断を受け、監督署長に対し障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は障害等級に該当しないものとして、障害補償給付を支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

請求人は認定基準を満たしており、業務上は明らかであるので、原処分を取り消すとの決定を求める。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、昭和 61 年 3 月 18 日付け基発第 149 号「騒音性難聴の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づき、要旨、次の意見を述べている。

#### (1) 請求人の職歴

請求人は昭和○年○月から平成○年○月まで、削岩機、ブレーカー、バイブレーター等の騒音工具を使用する作業に従事しており、騒音にばく露されていたものと思われる。

よって、長期間の騒音ばく露作業に従事したものと認められる。

#### (2) 請求人の症状

主治医意見は、概ね以下のとおりである。

ア 鼓膜および中耳に異常な病変は認められない。

イ オーディオグラムで気導値と骨導値には明らかな差はない。平行低下、感音性難聴の特徴を示し、聴力障害は高音域では大である。

ウ 騒音性難聴以外の感音難聴の可能性は低い。

エ 左耳鳴が存在すると医学的に評価できるものの、片側性であり、騒音性難聴との医学的関連は低いと考える。

また、自訴においても左耳鳴りは訴えているが、右耳鳴りはないとしている。

聴力障害については、平均純音レベルが左右とも 40 dB 以上には至らないため、障害等級には該当しない。

以上から、請求人の症状は、著しい騒音に起因して発症した難聴と認められるも聴力障害は障害等級に非該当であり、また、検査の結果、両耳ともに異常が認められておらず、

難聴、耳鳴りともに左右対称性が基本であるとの主治医の面談に基づく意見により、左耳片側だけに発症した耳鳴りは、業務上の事由によるものと認められないと判断する。

#### 4 審査官の判断

請求人に残存する障害の程度について認定基準に基づき判断すると、次のとおりである。

(1) 難聴及び耳鳴りについて、「著しい騒音にばく露される業務に長期間引続き従事した後に発生したものであること」について、所属していた事業場は既に廃止しているが、元従業員らの申述から請求人が騒音ばく露業務に長期間にわたり従事してことが認められ、認定基準は満たしていると判断する。

(2) 「鼓膜又は中耳に著変のないこと」については、主治医は「異常なし」と所見しており、「オーディオグラムにおいて、気導値及び骨導値が障害され、気導値と骨導値に明らかな差がないこと」についても主治医は「平行低下」との所見であるから、認定基準は満たしていると判断される。

「オーディオグラムにおいて聴力障害が、低音域より3,000Hz以上の高音域において大であること」については「Jerger II型であることから騒音性難聴の可能性が高いと考える。」と所見しており、オーディオグラムの状況について、騒音性難聴の特徴を示すとの意見である。

鑑定医は、「鼓膜又は中耳」について、左右いずれも「正常」との所見であり、「気導値と骨導値」について「ほぼ平行低下」とし、オーディオグラムの状況について、「高音障害漸傾型、左右ほぼ対象」との所見であり、「右耳は騒音性難聴の特徴を示すものといえる。左耳も典型的なC5-dip所見はないが騒音性難聴は否定できない。」との意見である。

(3) 請求人の難聴の程度（平均純音聴力レベル：6分法）は、主治医の検査によれば、平均値で、右耳33.3dB、左耳32.9dBとなる。

鑑定医の検査によれば、平均値で右耳35.8dB、左耳37.05dBとなる。

(4) 上記(2)と(3)を総合すると、請求人に発生した難聴は騒音性難聴の特徴を示し、著しい騒音にばく露される業務に長期間引続き従事した後に発生したものであることと認められる。

しかし、平均純音聴力レベルについて、主治医の検査及び鑑定医の検査においても、両耳の平均純音聴力レベル（6分法）が40dB以上のものとは認められない。

主治医及び鑑定医の検査による医療機関調査票では、検査時の会話聴取状況について、「両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することが困難である。」とされており、請求人の聴力障害の程度は障害等級認定基準における基準のいずれにも達しない。

したがって、両耳の難聴による聴力障害については障害等級に該当しない。

(5) 請求人は、主治医の診断及び原処分庁の調査においては、左耳鳴りはあるが右耳に耳鳴りはないと申し立てている。主治医は、「15年前より左耳鳴を自覚、離職後の増悪はない。」との診断で、左耳鳴りの検査では、「左耳鳴りは750Hz、30dB」と診断している。さらに、「自訴および他覚的検査から、左耳鳴りの存在が確認されている。」と意見を述べてい

るが、「騒音ばく露状況から、左耳（片側）のみ耳鳴りになるとは考えにくく、騒音性難聴との医学的関連は低い」との意見も述べている。

一方、請求人は当審査官に対しては、「左耳のほうがあまりにも大きく分かりにくかったのですが右耳も耳鳴りが少しあることを感じている」旨を申し立てている。鑑定医は、「耳鳴りについても因果関係のある可能性は高いと考える。」との意見である。

耳鳴り検査については、主治医は請求人の右耳の検査を実施しておらず、「騒音性難聴との医学的関連は低い」と述べているが、鑑定医は両耳を検査した上で、両耳の耳鳴りの存在を確認し「因果関係のある可能性は高い」と意見していること、さらに、主治医及び鑑定の検査でも、左右の耳は鼓膜、中耳ともに異常はなく両感音性難聴との診断結果からみても、左右の耳鳴りが騒音業務以外の原因で生じたとは考えにくいことから、請求人の両耳に耳鳴りの自覚症状が存在し、騒音性難聴との因果関係があると判断する。

耳鳴りの程度については、鑑定医が「耳鳴に係る検査により常時耳鳴が存在すると医学的に評価できるもの。」と意見を述べており、主治医も左耳鳴の検査で、「常時耳鳴が存在すると医学的に評価できるもの。」と述べていることから、耳鳴りの検査によって、聴力障害の障害等級には達しないが騒音ばく露による両耳の難聴があり、当該難聴に伴う著しい耳鳴りが常時あると評価でき、障害等級準用第12級に相当するものと判断する。

以上より、請求人の耳鳴りは業務上の事由によるものと認められ、難聴による両耳の聴力障害は障害等級に該当しないが、耳鳴りは準用第12級の障害等級に相当するものと判断する。

したがって、監督署長が請求人に対してなした障害補償給付を支給しない旨の処分は誤りであって、これを取り消されなければならない。